

令和7年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業仕様書

1 事業名

令和7年度地球観測衛星データを活用した山地災害箇所判読事業

2 事業目的

令和7年度における地球観測衛星データを活用した山地災害の緊急観測については、(国研)宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という。)との「農林水産分野における地球観測衛星データ等の利用の推進に関する協定」に基づき実施する予定としているが、JAXAより提供を受けた緊急観測の結果(災害速報図)の「解析・判読」については、林野庁により行うこととしている。

本事業においては、大規模な自然災害発生により激甚な被害が想定される場合において、JAXAとの協定に基づく緊急観測の結果(災害速報図)を解析・判読し、山地災害に起因する土砂移動箇所等を特定、抽出し早期の災害対応につなげることを目的とする。

3 業務計画の作成

本業務を実施するにあたり以下の項目を記載した業務計画書を作成するとともに、林野庁国有林野部業務課災害対策班に提出承認を得ること。

なお、当該業務計画書は、原則として契約締結の日の翌日から起算して、10日以内(行政機関の休日を含まない。)に提出するものとする。

(1) 実施スケジュール

納入物及び納入期限も踏まえ、計画すること。

(2) 実施体制表

ア 本業務の実施を統括する業務責任者及び業務担当者の配置を記載すること。

イ 業務責任者は、業務担当者を統括し、業務の適切な実施を管理するものと務担当者への指揮命令系統を明らかにすること。

ウ 業務担当者は、役割分担を明らかにすること。

エ なお、業務責任者及び業務担当者の配置にあつては、農林水産部野における衛星画像データの解析業務について経験を有し、本業務を適正に履行できる人員による配置を行うこととし、その旨を明らかにすること。

4 事業内容

契約期間中における大規模な自然災害等により、激甚な山地災害の発生が想定される場合において、JAXAとの協定に基づく緊急観測データを解析・判読し山地災害に起因する土砂移動箇所等について、以下により特定のうえ抽出する。

(1) 解析・判読方法

解析・判読は、防災インタフェース上に掲載された災害速報図をもとに目視またはAI等を用いるものとする。

(2) 解析・判読方法の解説

解析・判読に用いた方法について解説すること。

(3) 解析・判読の対象

森林域における以下①～③に起因する土砂移動等の事象を解析・判読の対象とする。

- ① 地すべり、山腹崩壊、土石流等
- ② 河道閉塞による湛水（天然ダム）
- ③ 流木、風倒木等

(4) 解析・判読規模

SAR 衛星画像による二時期カラー合成画像における地表被覆の変化がわかるとされている概ね面積 1ha 以上かつ、幅 40m以上または長さ 100m以上の山地崩壊による土砂移動等の箇所を抽出。

(5) 解析・判読結果により作成する資料

解析・判読の結果、土砂移動等の箇所が特定された場合は、以下①～③のデータフォーマットを作成すること。

なお、土砂移動等が確認できない場合は全体図に緊急観測箇所を示し土砂移動等は確認できなかった旨報告すること。

① 全体図

緊急観測実施エリアに抽出箇所（ポイント）を記した全体図を作成する。縮尺は任意とし明記すること。

② 詳細図

抽出箇所（ポイント）及び（ポイント）の緯度経度を記した詳細図を作成する。縮尺は任意とし明記すること。

③ データフォーマット

シェープファイル、KML、GeoJSON、CSV、ファイルジオデータベース

(6) 緊急観測の実施及び解析・判読結果の提出

発注者による解析・判読の指示は、原則として、緊急観測の前日までに行うものとする。

ただし、地震等の突発的な災害発生時には発注者と受注者の協議によるものとする。解析・判読結果により作成する資料については、受注者が地球観測衛星データの受領後、下記期限までに提出できるよう努めるものとする。

なお、抽出箇所が多大に上るなど期限内の提出が困難な場合には、監督職員と協議すること。

① 昼観測（12：00）：緊急観測日の 22：00

② 夜観測（0：00）：緊急観測日の 10：00

(7) 解析・判読のシーン数と機会

本事業において解析・判読する数量は 25 シーンとする。なお、1 機会あたりのシーン数は林野庁担当者の指示によるものとする。

なお、予定した数量に増減が生じた場合は、設計変更の対象とする。

(8) 解析・判読に使用する地球観測衛星データ

発注者から JAXA に対し緊急観測を要請、緊急観測実施後、防災インタフェースに作成された災害速報図により、以下の観測データを入手すること。

- ① 防災インタフェース解析種別：土砂災害
- ② 防災インタフェース解析手別：RGB 合成処理
- ③ プロダクト形式：KMZ ファイル、GEOTIFF ファイル、VGP ファイル、マッププロダクトファイル
- ④ SAR データセンサ：ALOS-2 及び ALOS-4 によるもの。

(9) 解析・判読結果の検証

事業実施期間中に実施した解析・判読結果を踏まえ、解析・判読方法並びに森林域における解析・判読の課題について検証し改善に努めること。

5 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）

6 成果品

(1) 納入品

成果品の提出については以下のとおり提出することとする。

- ① 4（6）については、解析・判読の都度、PDF 及びデータファイルにて林野庁担当者に電子メールにて提出する。
- ② 解析・判読手法の解説及び上記①により提出した解析・判読結果を取りまとめ、冊子及び電子データで納品すること。

ア 冊子 5 部

印刷物の作成に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」）（平成 16 年 3 月 16 日閣議決定）による紙類の「印刷用紙」及び役務の「印刷」の判断基準を満たすこととする。

イ 電子データ

電子データのファイル形式は MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、または PDF 形式で提出すること。（これにより難しい場合は、発注者まで申し出ること。）

(2) 納入場所

林野庁国有林野部業務課災害対策班（北別館 8 階ドア No. 北 814）

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）

7 その他

(1) 監督職員は、本業務の目的を達成するために、業務状況・進行状況に関して受注者に

必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。なお、受注者は、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、打合せを監督職員と必要に応じて実施するものとする。受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

- (2) 本業務及び本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別記様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 - ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 - エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。
- (5) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。